

学 則

① 人・団体の名称	社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団
② 研修事業の名称	大阪府サービス管理責任者等研修
③ 開講目的	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は児童福祉法に基づく障がい福祉サービス等の質を確保するため、個々のサービス利用者の障がい特性や生活実態に関する専門的知識並びに個別支援計画作成及びサービス内容の評価等の技術を持ち、さらには、他のサービス等提供職員に対する指導的役割を果たすことのできるサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。
④ 実施場所	大阪府内で確保した会場
⑤ 研修期間	・全体講義（1日間） ・分野別講義、演習（2日間） 合計3日間
⑥ 研修カリキュラム	大阪府サービス管理責任者等研修カリキュラムによる
⑦ 講師氏名及び担当科目	大阪府サービス管理責任者等研修講師一覧表による
⑧ 研修修了の認定方法 （補講対応含む）	全科目受講することを修了の条件とし修了証書を交付します。 10分以上の遅刻又は早退等により、講義又は演習の内容が十分修得されていないと認められる場合、もしくは、受講態度が著しく不良の場合は欠席とみなし、修了証書は交付しません。また、虚偽の内容により申し込みをした場合は、修了証書発行後であっても、修了の取り消し等の措置をとります。 ただし、やむを得ない事由による遅刻、早退等があった者については、大阪府サービス管理責任者等研修事業者指定要綱に基づき補講を行います。やむを得ない事由については、第三者による紙面の証明があり、当研修事業者代表者が許可したものに限りです。当研修事業者の研修日程内で実施できない場合（演習等）は、修了状況証明書を交付します。全科目の1/2相当の受講が認められない場合は欠席状況証明書を交付します。
⑨ 開講時期	平成30年12月5日 ～ 平成31年2月28日
⑩ 受講資格	1 サービス管理責任者研修（介護、地域生活（身体）、地域生活（知的・精神）、就労の分野） (1) サービス管理責任者を配置しなければならない指定障がい福祉サービス事業所又は指定障がい者支援施設等において、サービス管理責任者として配置予定の方 (2) サービス管理責任者を配置しなければならない指定障がい福祉サービス事業所又は指定障がい者支援施設等において、サービス管理責任者研修を修了していないが、サービス管理責任者として配置されている方 2 児童発達支援管理責任者研修（児童の分野） (1) 児童発達支援管理責任者を配置しなければならない指定障がい児通所支援事業所又は指定障がい児入所施設において、児童発達支援管理責任者として配置予定の方 (2) 児童発達支援管理責任者を配置しなければならない指定障がい児通所支援事業所又は指定障がい児入所施設において、児童発達支援管理責任者研修を修了していないが、児童発達支援管理責任者として配置されている方
⑪ 受講手続	応募必要書類に必要事項を記入の上、郵送にて期日までに提出して下さい。 欠席状況証明書の提出のある者については、募集申し込み締め切り後であっても申し込みの受付を行います。
⑫ 受講料（補講料）及び支払い方法	<受講料について> 20,000円（税込） ⑩の要件に該当する場合も、20,000円（税込）となります。 今年度、当法人のサービス管理責任者等研修で複数分野を受講する場合は、2分野目以降は、12,000円（税込）となります。 期日までに、指定した口座へ振り込みにてお支払いください。領収証の発行はいたしません。銀行・郵便局からのお振込み控えをもって、領収書にかえさせていただきます。 ※他の指定研修事業者にて欠席状況証明書の交付を受け当研修事業者に申し込みをされた方も同様の受講料とします。 <補講料について> 修了状況証明書の交付を受けた方は、補講料を1日毎に10,000円（税込）とします。 ただし、演習は全日程一連とし、10,000円（税込）とします。 期日までに、指定した口座へ振り込みにてお支払いください。
⑬ 解約条件及び返金の有無	受講決定後、納付された受講料及び補講料については、いかなる理由があっても返金しません。
⑭ 受講者の個人情報の取り扱い	受講申込者の申込情報及び研修修了者の名簿等個人情報は厳重に管理し、研修以外の目的で使用しません。 なお、修了者は修了者名簿に登録し、大阪府に提出します。
⑮ 補講の取り扱い	第三者の証明に基づくやむを得ない事由による遅刻、早退等があった者について、大阪府サービス管理責任者等研修事業者指定要綱の範囲内で補講を実施します。 ・全科目の1/2相当を上回り受講した者にのみ実施します。 ・講義における補講については原則当研修事業者の指定場所及び指定日とします。 ・演習は全日程一連で行います。当研修事業者の研修日程内で振替ができない場合は、修了状況証明書を交付いたします。補講は修了状況証明書の交付日から翌年度末までの間に実施される各指定研修事業者（他の研修事業者含）の研修日程にて受講することができます。
⑯ 科目免除の取り扱い	前年度までにサービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修を修了し、修了証書の交付を受けた方が、他の分野を受講する場合、全体講義（1日）を免除することができます。ただし、募集申込期日までに修了証書の写しを提出した場合のみです。
⑰ 受講中の事故等についての対応	不慮の事故等の場合は、双方の話し合いにより解決に努めます。 受講生の不注意による事故と判断された場合は、原則自己責任とします。
⑱ 苦情相談に関する連絡先	社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団 研修事務局 〒584-0054 大阪府富田林市大字甘南備216番地 TEL 0721-34-3606 FAX 0721-34-2371
⑲ 研修に関する連絡先	社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団 研修事務局 〒584-0054 大阪府富田林市大字甘南備216番地 TEL 0721-34-3606 FAX 0721-34-2371
⑳ その他	本研修は、社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団が、大阪府からの指定を受け、厚生労働省の定めた「サービス管理責任者研修事業実施要綱」及び「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。